

指針改定のための検討テーマ
(第3回 専門委員会終了後)

10 番台…「里の力」、20 番台…「まちの力」、30 番台…「里の世話人」

(ゴシック表記…第3回専門委員会で追加された意見及び修正箇所)

番号	現行指針の 該当箇所	内容	議論の方向性(案)
10	里地里山保全等地域の掘り起こし		
10-1	(ア)のaの(b) 地域の合意形 成	・団体が増えない要因、課題を市町村、NP O法人、民間団体レベルで把握する。	・新規地区掘り起こしの ための仕組みを検討 ・市町村アンケート結果 参照(資料2)
10-2		・認定に至らなかった団体の意見を収集し 検討する事が必要ではないか。	
10-3		・里地里山保全等地域の選定を促進するた めの方策を検討する必要がある。	
10-4		・市町村の積極的な取り組みが重要。市町 村毎にバリエーションをつけて施策を実施 するのが良い。	
10-5		・団体によっては認定を受けるまでの手続き や要件が難しいので、フォローできる仕組 みを検討したい。	・新規認定に至るまでの 過程をフォローする仕 組みを検討
10-6		・潜在的に良い里地里山や、維持できなくな っているところ、認定まで至らないところを 掘り起こして団体を育成する必要がある	・市町村が持つ里地里 山の情報を共有する仕 組みの検討
10-7		・地域住民や市町村との接点のない都市住 民にとって、「地域住民が主体」、「市町村 長からの申し出」という言葉(表現)は都市 住民の里地里山の利活用を難しくさせてい る。	・土地所有者等及び地 域住民を主体とすること が基本理念として定め られており、条例の表 現の見直しは難しい。
10-8		・人がいないところの保全等の手法を検討 する必要がある。	・都市住民が里地里山を 利活用するにあたり、 活用しやすい仕組み作 りなどの施策を検討す る。
10-9		・予算が限られている状況下では、支援団 体を限定して一つの成功例を作ることが大 切。	支援団体の活動継続の ための施策を検討す る。

(ゴシック表記…第3回専門委員会で追加された意見及び修正箇所)

番号	指針の 該当箇所	内容	議論の方向性(案)
11	活動団体支援(メリット)		
11-1	(ア)のbの(b) 活動団体支援	・里地里山保全等地域の選定、里地里山活動協定の認定や保全のメリットを明確にかつ充実させる。	・メリットとなる仕組み(支援等)について議論を行う。
11-2	(イ)のaの(a) 理解促進	・それを反映させる仕組みとして、手順書、組織構築などを検討する。	
11-3		・結果、後継者がいない地域による経済的手段もあわせた保全の担い手、担い方をつくるなどの体制整備を行う。	
11-4		・活動団体のイベント等を新聞社や各種マスコミにPR(認定を受けたメリットとする)	
11-5		・多面的機能の効果について費用換算する手法を工夫して取り入れられないか。	
11-6		・活動初期の立ち上げ支援は有効	
11-7		・農地法や都市計画法の規制緩和をして、活動に必要なトイレや駐車場の整備ができるようにしてはどうか。	
12	経済的自立		
12-1	(ア)のbの(b) 活動団体支援	・農業や里地里山の担い手は経済的に自立することが重要である。	・経済的な自立のあり方、可能な県の支援について検討
12-2		・地元での活動により、行政の支援の他に収入が得られれば団体のやる気も出る。	
12-3		・自立のあり方として、ボランティアがその活動を行う上での費用についての自立というものもある。	
12-4		・NPO法人化により財政基盤の強化を図りやすい。立ち上げ支援をしてはどうか。	
12-5		・エコツーリズム等の観光型の農園や 内容のきちんとしたイベント など、付加価値をつけてそれなりの会費を設定し、それが収入となれば自立が可能。	
12-6		・資金を得て、上手く活用して都市住民との交流など次年度に継続した活動につながれると良い。	
12-7		・里山は人が介在するので、その地域が里山の保全再生を通して地域活性化することが条例のねらいである。	

(ゴシック表記…第3回専門委員会で追加された意見及び修正箇所)

番号	指針の 該当箇所	内容	議論の方向性(案)
12-8		・地域活性化の指標は何かを整理し、施策の優先順位を整理すると良い。	
13	税金投入の必要性について		
13-1	(ア)のbの(b) 活動団体支援 (税金投入)	・里地里山保全型の農業による環境保全を行うと、農業(なりわい)として維持するのは難しい。	・将来的に担い手がいな い等の問題が生じる可 能性があるため、今後5 年間では多くの県民に 里地里山の大切さを認 識してもらうためのPRを 行う。
13-2		・10 年後に担い手がいなくなれば、最後は里山も水源税の様な仕組みで保全することが必要。	
13-3		・景観、生き物の住みか、散策場所として里地里山が大切なら税金投入の必要性がある。前提として県民の納得が必要になる。	
13-4		・里地里山保全活動を通じた自立が難しくければ、行政の支援が必要となる。	
13-5		・里地里山において農業生産で自立を目指すには、多くの農薬や肥料が必要な農業となり、生物多様性が失われたり、生活に潤いを与える地域資源でなくなる。里地里山の目指す方向とは異なると思う。従って自立は無理という前提に立つ必要がある。	
14	人材育成		
14-1	(ア)のbの(c) 人材育成	・リーダーシップを持つ人の育成や、導く人を作る事が大切である。	・高齢化の状況を踏まえ つつ、人材育成のあり 方を検討
14-2		・次の世代の育成が課題	
14-3		・高齢化の状況における施策の方向性について	
14-4		・農村を支える人の平均年齢は 60 代後半で、10 年後は支えられなくなる。	
14-5		・都市住民との交流は重要であり、受け入れ側の教育が重要。	
14-6		・都市住民の受け入れができない地域は、地域内の世代交代をどうするのかの支援が必要。	
15	女性の力の活用		
15-1	(ア)のbの(c) 人材育成	・女性の力を活用し、里地里山のいろいろな可能性を発見することが期待される。	・女性の力が活用される よう施策を検討する。

(ゴシック表記…第3回専門委員会で追加された意見及び修正箇所)

番号	指針の 該当箇所	内容	議論の方向性(案)
15-2		・サラリーマンや女性や子どもを巻き込んでコーディネートすることが必要。	
15-3		・暮らしに密着した活動を子ども達に伝えるプログラムに女性を活用できる。	
20	広報・PR		
20-1	(イ)のaの(a)	・情報提供がかなり重要である。	・効果的な広報(PR)の仕組みについて議論
20-2	理解促進	・里地里山の大切さなどの認識を里の人とまちの人の双方が持つことが大切。	
20-3		・里地里山の農業は生態系と絡んでいて、その生物多様性や景観を維持するためには、公の力が必要であることのPRや、良い活動事例やノウハウ等を紹介することが必要である。	
20-4		・活動状況や表彰をニュースリリースし、発信し、もっと活動を認識してもらうことが必要。	
20-5		・PRの手段は、年代が高くなるに従い、ホームページより新聞の方が影響が大きい。	
20-6		・PRは、出せる情報の選択、良いニュース、具体的な内容とし、メディアを選択し、ターゲットを明確にする	
20-7		・里地里山や、行政に対して意識が高い人以外の人へのPRが今後の課題である。	
20-8		・宣伝により貴重な動植物が盗掘されるので公表には注意が必要である。	
20-9		・活動場所等を宣伝するとやっかいな問題が生じる可能性がある。	
20-10		(イ)のb	
20-11	都市住民等の 参加促進	・具体論でPRする事が大切。里地里山の保全等の活動に参加した人が、その楽しさを人に伝えていく形となるのが良い。	
20-12		・よい活動について表彰し、PRする制度があると良い。 ・その狙いは、活動に係るサポーターや担い手を増やす方向に誘導すること。	

(ゴシック表記…第3回専門委員会で追加された意見及び修正箇所)

番号	指針の 該当箇所	内容	議論の方向性(案)
21 企業との連携			
21-1	(イ)のb 都市住民等の 参加促進	・CSRだけでなく互いにメリットのある関わり ができる仕組みを検討	・企業との連携のあり方、 仕組みを検討する。
21-2		・企業やNPO等の民間との連携という項目 を指針に盛り込んだ方が良い。(企業にと って宣伝とか社員研修とか様々な連携の 可能性がある)	
21-3		・ボランティア活動を応援する企業を募り公 表する等、メリットを検討してはどうか。	
21-4		・企業が本拠地の周辺で活動を行うような本 来的なCSRの取組を実現するための仕組 みを作れると良い。	
22 里地里山の情報の見える化			
22-1	(イ)のb 都市住民等の 参加促進	・都市住民や企業が里地里山の保全活動 に参加するために必要な情報を提供して いく仕組みを検討する。	・企業や都市住民が里 地里山保全等活動に 参加しやすくなるよう な情報提供の仕組みを 検討する。
22-2		・企業には里地里山の情報を知る手段がな いことが多い。県のホームページ等で里地 里山の保全活動の場所の状況等を見せたり、 ホームページのURLを周知するなど、 具体的に記載することが必要。	
22-3		・活動事例や、外部の人が参加可能な情報 を提供するホームページを作るのが良い。	
23 ボランティアの活用			
23-1	(イ)bの(b) 人材育成	・ボランティアを登録したり、参加できる活動 を紹介する仕組みを作ってはどうか。	・ボランティア登録の仕 組みを検討
23-2		・里地里山の保全等の取組では、様々な立 場の人がある役割に応じた活動をするこ とが大切。(リーダー、農業技術者、ボラン ティアやイベントの参加者、生活の一環と して関わる人、趣味の一環で関わる人等)	・それぞれの役割に応じ た支援策を検討(里の 力、まちの力など)
23-3		・様々な立場の人との連携が必要	
24 大学連携			
24-1	(ウ)のcの(b) 保全等の手法 の研究	・研究機関が里地里山で活動団体と一緒に 活動する等の産学連携の仕組みを作るこ とを検討してはどうか。	・活動団体と連携した取 組を促進する仕組みの 検討

(ゴシック表記…第3回専門委員会で追加された意見及び修正箇所)

番号	指針の 該当箇所	内容	議論の方向性(案)
24-2		・「保全等の手法の研究」の内容として、産学連携による新しいビジネス等、幅を広げても良いのではないかな。	
25	子どもの活用		
25-1	(イ)のa(b) ふれあい機会	・小学校の総合学習、環境学習を活用するとよい。	・将来の担い手として、里地里山の体験の他、親世代の参加促進のきっかけとして活用することを検討
25-2	の提供	・親世代の参加を促すモチベーションとして活用し、保全等に関わる人の確保を行う視点が重要。	
26	都市住民の活用		
26-1	(イ)のa 都市住民等の 参加促進	・定年退職の年齢が65歳に上がったり、都市住民のニーズは安近短になっている。県西部へ来てくれるのは幻想である。	・ボランティアの育成や保全等の活動への参加など、都市住民の活用方法について施策を検討
26-2		・里地里山を知っていても関わりにくい社会状況を踏まえて施策の検討をするべきである。	
26-3		・姉妹都市のように姉妹団体という交流があるとよい。	
30	コーディネート		
30-1		・県、市町村、活動団体の連携・調整をする“里山コーディネーター”を各地域県政総合センターに設置してはどうか。	・既存の活動団体の都市住民との関わり方の考えを把握。 ・都市住民の考え方を把握 ・コーディネートの仕組みを検討。
30-2		・行政にコーディネート職の様な人がないと良い。	
30-3		・地域の人と都市の人を結びつけるコーディネーターが必要。	
30-4		・保全等の活動を検討する人達が次の段階に進めるよう支援する仕組みが必要	
30-5		・若手や後継者不足、地域の掘り起こしという課題に対応したコーディネーターの必要がある。	
30-6		・「まちの力」を活用する方法を考える役割として「里の世話人」が必要であり、これを実現するための手順が必要。	
30-7	(ウ)のaの(a) 里地里山協議会の設置	・協議会については、保全等の活動が必要な里地里山の情報の提供を受けたり、紹介したりコーディネートするコンソーシアムを	

(ゴシック表記…第3回専門委員会で追加された意見及び修正箇所)

番号	指針の該当箇所	内容	議論の方向性(案)
		作る事が考えられる。	
31	活動団体の連携		
31-1	(ウ)のbの(a) 活動団体の交流促進	・ブロック単位で自主的に連携できる仕組みを作り、将来的には県全体で連携できる仕組みが出来ると良い。	・里地里山サミットの実施
31-2		・各活動団体の連携が必要	
32	活動の効果の検証・評価手法		
32-1	(ウ)のcの(a) 保全等の効果の科学的検証	・活動手法や指標には、多面的機能の維持や景観保全、生物多様性、農文化の他女性や子どもを巻き込むことが考えられる。	・実現のための手法を検討 ○活動の効果についての検証方法 ○活動の効果についての評価方法
32-2	(ウ)のcの(b)	・生物多様性の維持・保全の視点で確認することも大切。	
32-3	保全等の手法の調査・研究	・事業評価の視点。評価目標の検討が必要。 (農業活動での収益や景観の向上の程度など)	
32-4		・科学的な検証により活動の効果がわかると、非常に活動しやすい。	
32-5		・科学的な検証は、公費の投入にあたり重要であり、実施すべき。	
32-6		・施策や補助金を投じて保全活動を行った地域の成果を確認する事は大切。	
32-7		・モニタリング評価は、施策展開の視点に位置付けることが必要。	
32-8		・モニタリング評価、科学的な検証には、コーディネーター的役割として県立又は市町村立博物館が担うのが良い。	
32-9		・現状が目標までの行程のどの段階にあるかの分析が必要。その段階に応じたプログラムがあると良い。	
32-10		・保全等の手法の調査研究は、今後も新たな展開があると思われるため、実施するのが良い。	
40	部局間の連携		
40-1	3(2) 県の推進体制	・農林業以外の分野との連携を市町村の総合的な行政で取り組み、県がそれを支援する仕組みを検討してはどうか。	

(ゴシック表記…第3回専門委員会で追加された意見及び修正箇所)

番号	指針の 該当箇所	内容	議論の方向性(案)
40-2		・農政、環境両方の視点が大切。部局間の横のつながりを作って欲しい。	
41	市町村との連携		
41-1	3(1) 指針の推進主体	・市町村の担当部局を明確にすると良い。	
42	全国的な連携		
42-1		・里山に取り組む他の地方自治体との連携をして、県の取り組みを発信していく意味がある。	
42-2		・共通のテーマを見つけ、取り組めると良いと思う。	
42-3		・SATOYAMA イニシアティブの動向、生物多様性や文化庁の農村の文化的景観の状況などの動向を見て、改定指針に書き込んだ方が良い。	